

北カリマンタン州タラカン市における大規模社会制限の延長

2020年5月9日

- 北カリマンタン州タラカン市で実施されている大規模社会制限は、5月23日まで延長され、引き続き感染拡大が認められる場合は6月6日までさらに延長されます。
- 在留邦人の皆様におかれては、引き続き、感染予防と最新情報の入手に努めて下さい。

1 北カリマンタン州タラカン市で4月26日から実施されている大規模社会制限について、5月8日、タラカン市長決定が発出され、5月10日から5月23日までの期間延長するとともに、右期間に引き続き感染拡大が認められる場合は、6月6日まで延長されることとされました。

2 また、同日、大規模社会制限実施の指針に関するタラカン市長令（2020年第17号）を発出されましたが、同市長令の内容は、4月24日付の市長回章とほぼ同一内容となっております。なお、同市長回章の内容は、4月26日付の当館からの領事メール（<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100048821.pdf>）をご確認ください。

市長令による市長回章の変更点は以下のとおりです。

- （1）就労活動の制限に関し、飲食店、スーパー、ガソリンスタンド等の営業時間制限は、タラカン市新型コロナウイルス即応タスクフォースが発出する回章で定める。
- （2）就労活動の制限の例外となる事務所の分野に、公証事務所や法律事務所を追加。

3 在留邦人の皆様におかれては、引き続き、感染予防及び地元政府の措置に関する最新情報の収集に努めてください。